

佐賀県暴力団事務所等開設防止条例（仮称）（案）の概要

条例制定の趣旨

久留米市や鹿児島市の例をみると、暴力団事務所等の撤去については、住民運動や住民による事務所使用差止め訴訟を行うなど、多くの時間と労力を要しているのが現状です。

不動産の売買又は賃貸の契約時に、暴力団事務所等と判明した場合の契約解除や買戻しができることを内容とした契約を結ぶことにより、その契約条項違反を理由に、より容易に契約を解除し、暴力団事務所等を撤去することが可能になります。

こうしたことから、不動産取引時の契約などを定めた条例の制定について検討しています。

条例の構成

【1 目的】

県内において暴力団事務所等が開設されることを防止することにより、県民生活の安全と平穩を確保することを目的とします。

【2 定義】

- ・ 暴力団等 …………… 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団及び同条第6号に規定する暴力団員をいいます。
- ・ 暴力団事務所等 …… 暴力団等が組織的な活動の用に供している不動産をいいます。
- ・ 不動産所有者等 …… 県内において、不動産を所有、管理するもの又は不動産の売買、交換、貸借の仲介を行うものをいいます。

【3 県民の責務】

県民は、県及び市町が実施する暴力団事務所等の開設を防止するための施策に協力するよう努めることを定めます。

【4 不動産所有者等の責務】

- (1) 不動産所有者等は、不動産取引をしようとする場合は、暴力団事務所等の開設の防止に努めることを定めます。
- (2) 不動産所有者等は、不動産取引をする場合、契約後に、暴力団事務所等が開設されていることが判明したときは、催告を要せずに契約解除、買戻しができる内容の契約をするよう努めることを定めます。
- (3) 不動産所有者等は、上記(2)の契約により取引をした不動産に暴力団事務所等が開設されたことが判明したときは、その契約を解除し、又は買戻しをするよう努めることを定めます。

【5 県の責務】

県は、

- (1) 不動産取引者等がその責務を果たそうとする場合は、必要な支援を行う
- (2) 支援を行うに当たっては、財団法人佐賀県暴力追放運動推進センターと連携することを定めます。

【6 不動産所有者等が責務を履行しない場合】

県は、不動産所有者等がその責務を履行しないことが判明し、県が行う勧告に従わなかった場合は、その不動産所有者等を県が行う契約から排除すること及び公表することを定めます。

【7 市町の責務】

市町は、暴力団事務所等が開設されないよう、県と連携協力し、必要な施策の実施に努めることを定めます。

【8 施行期日】

一定の周知期間を経て、施行します。